



# ～遺言書の失敗から学ぶ～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー  
村尾 法生



## 1. 受遺者(相続人)よりも先に亡くなる

遺言書で遺産を相続する人「受遺者」が、遺言書を作成した人「遺贈者」よりも先に他界している場合には、遺言の中の受遺者が受けるべき遺産の部分は効力を生じないということになります。遺言書で指定がない限り、法定相続人に法定相続分どおりに分割されてしまいます。例えば、遺言で指定していた受遺者が子で、孫がいるケースであれば、「受遺者(子)が死亡している場合には、その子(孫)に相続させる」旨の意思表示(指定)を遺言書の中で行っている場合には、その意思に従うことになります。

## 2. 遺留分を放棄する約束を反故にされる

親が全財産を長男に相続させる内容の遺言書を作成していた。遺言書を作成したときには、弟(二男)に説明し納得してもらい遺留分を主張しないことを約束していた。しかし、親が亡くなった後、弟(二男)は長男に遺留分の減殺請求をしてきた。生前の約束は無効であり弟(二男)の主張が認められてしまう。遺留分の対策をするには、家庭裁判所に遺留分の放棄の申立てを行うか、生命保険金を活用して遺留分の貯蓄しておくことが重要です

## 3. 遺言者が亡くなるよりも先に遺産がなくなる

遺留分を考慮して、二男には、ある不動産を相続させて、長男には残り全ての財産を相続させる遺言書を作成していた。しかし、遺言書の効力が発生する前にその不動産を売却していたが、遺言書を書きなおす前に遺言者である親が亡くなかった。この場合、長男が相続する部分の内容は有効であるが、二男が相続するはずだった不動産についての部分に関してのみ無効となってしまう。このように不動産を売却した場合などは、遺言書を見直し早急に作り直す必要があります。

## 4. 意思能力がなければ無効

遺言書を公正証書遺言で作成したから絶対に大丈夫だと思っていたが、遺言書作成のときに既に意思能力がなかったので遺言書は無効だと他の相続人から訴えられて裁判になった。公証人は法律のプロですが医学のプロではありません。ご高齢で疑わしい場合には遺言書を作成するときに、あわせて医師の診断書もとっておくことが望ましいです。

## 5. 遺言書の存在を知らない

自筆証書遺言の場合、遺言書を紛失してしまうという欠点があります。公正証書遺言であれば紛失の心配はありませんが、どちらの遺言書であっても作成したことを相続人に知らせておかなければ、その存在が知られず探すこともなく遺産分割協議を行われてしまうこともあります。遺言の内容はともかく書いたことだけは伝えておくか、必ず発見される場所に保管することが大事です。

## 6. 負債は遺産分割できない

一人の相続人に、全財産および債務の全てを相続させる遺言書が作成されており、他の相続人はその遺言の内容に異論を言わず特に何もせずにいた。相続が発生し遺言の効果が発生した後、財産を相続した相続人が債務の弁済をしないため、債権者からすべての相続人に対して債務弁済の請求がされた。債務は遺産分割の対象ではなく、とたえ相続人のなかで決めたとしても、債権者には関係がありません。債務を相続しないためには、家庭裁判所に申立する相続放棄が必要となります。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)  
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号  
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp